

7 服装についての規程

1 制服は次のとおりとする。

	期間	男子	女子
冬季服装	4/1～5/31	指定のブレザー、ネクタイ 指定のスラックス	指定のブレザー、リボン又はネクタイ 指定のスカート又はスラックス
	10/1～3/31		
夏季服装	6/1～9/30	指定カッターシャツ (指定ポロシャツ、ベスト、セーター着用可) 指定のスラックス	指定カッターシャツ (指定ポロシャツ、ベスト、セーター着用可) 指定のスカート又はスラックス

- (1) 上衣（学校指定のもの）
ブレザータイプ、濃紺、シングル2つまたは3つボタン、袖ボタン3つ、両ふた付き切りポケット、センターベント、左胸部に規定のエンブレム
- (2) 下衣（学校指定のもの）
 - ア 男子スラックス・・・濃グレー、ツータックストレートスラックス、指定の場所に「OE」の刺繍
 - イ 女子スカート・・・濃グレー・チェック柄、指定の場所に「OE」の刺繍、スカート丈は膝頭の上端を標準とする。
 - ウ 女子スラックス・・・濃グレー、ワンタックストレートスラックス、指定の場所に「OE」の刺繍
- (3) カッターシャツ
 - ア 冬季服装・・・ワンポイントやデザインなどの施していない白無地・立ち襟の長袖又は半袖カッターシャツ
 - イ 夏季服装（学校指定）・・・指定の場所に「OE」の刺繍が入った、半袖カッターシャツ又は長袖カッターシャツ
- (4) ポロシャツ（学校指定）・・・夏季服装の期間のみ着用可能。指定の場所に「OE」の刺繍が入った半袖ポロシャツ
- (5) ネクタイ、リボン（学校指定のもの）
 - ア 標準ネクタイ・・・紺色のストライプ柄ネクタイ
 - イ 標準リボン・・・紺色のストライプ柄リボン
 - ウ 夏季服装の場合は、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。
- (6) ベスト・セーター（学校指定）・・・指定の場所に「OE」の刺繍が入った、紺色又は灰色のもの

2 その他

- (1) 冬季服装の期間には、校内外を問わず、ブレザーを着用することを原則とする。ただし、上衣を脱ぐ場合はあり得るため、その際に指定のベスト・セーター姿でいることは許容する。
- (2) 防寒具（コート、ジャンパー、手袋、帽子等）を教室内で着用することは禁止する。ただし特別に許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) ソックスは、無地の華美でない色のものとする。
- (4) 校内での履物は、規定の上履きとする。
- (5) 通学用の靴は、革靴または運動靴とし、下駄類（下駄、つっかけ、スリッパ、サンダル等）及びハイヒールを使用することは禁止する。

平成31年4月1日施行
令和2年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正